

最低賃金適用除外許可基準

- 1 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
 - (1) 精神又は身体の障害がある労働者であっても、その障害が当該労働者に従事させようとする業務の遂行に直接支障を与えることが明白である場合のほかは許可しないこと。
 - (2) 当該業務の遂行に直接支障を与える障害がある場合にも、その支障の程度が著しい場合のみ許可すること。この場合に、支障の程度が著しいとは、当該労働者の労働能率が当該最低賃金の適用を受ける他の労働者のうちの最下層の能力者の労働能率にも達しないものであること。
 - (3) 当該労働者に支払おうとする賃金額は、最低賃金額から当該最低賃金の適用を受ける他の労働者のうちの最下層の能力者より労働能率が低い割合に対応する金額を減じた額を下ってはならないこと。
- 2 試の使用期間中の者
 - (1) 試の使用期間とは、当該期間中又は当該期間の後に本採用をするか否かの判断を行うための試験的な使用期間であって、労働協約、就業規則又は労働契約において定められているものをいうこと。従ってその名称の如何を問わず、実態によって本号の適用をするものであること。
 - (2) 当該業種、職種等の実情に照し必要と認められる期間に限定して許可すること。
この場合、その期間は最長6カ月を限度とすること。
- 3 基礎的な技能及び知識を習得させるための職業訓練を受ける者であって厚生労働省令で定める者
 - (1) 職業訓練中であっても、年間を通じて一日平均の生産活動に従事する時間が、所定労働時間の3分の2程度以上である訓練年度については、許可しないこと。なお、訓練期間が2年又は3年であるものの最終年度については原則として許可しないこと。
 - (2) 当該労働者に支払おうとする賃金額は(1)の生産活動に従事する時間に対応する程度の額を下ってはならないこと。
- 4 所定労働時間の特に短い者、軽易な業務に従事する者その他厚生労働省令で定める者
 - (1) 所定労働時間の特に短い者については、最低賃金額が日、週又は月によ

って定められた場合のみ法第 8 条の許可申請ができるもので、最低賃金額が時間によって定められた場合には許可申請の対象とはならないものであること。

(2) 最低賃金額が日、週又は月によって定められた場合においても、その所定労働時間が最低賃金の適用を受ける他の労働者の所定労働時間の 3 分の 2 程度以下の場合のみ許可すること。

(3) 上の場合に当該労働者に支払おうとする賃金の時間についての金額は、最低賃金の適用を受ける他の労働者の最低賃金額の時間についての金額を下ってはならないこと。

5 軽易な業務に従事する者

(1) 軽易な業務に従事する者として法第 8 条の許可申請の対象となる労働者は、その従事する業務が最低賃金の適用を受ける他の労働者のうち最も軽易な業務に従事する層の労働者の業務と比較してもなお軽易である者に限られること。

(2) 常態として身体又は精神緊張の少い監視の業務に従事する者は、軽易な業務に従事する者に該当するが、これらの者については、最低賃金額が時間によって定められている場合は、許可をするが、最低賃金額が日、週又は月によって定められている場合において、当該労働者の所定労働時間が、当該最低賃金の適用を受ける他の労働者に比して相当長いときは、許可の限りでないこと。

6 断続的労働に従事する者

当該労働者の実作業時間数が当該最低賃金の適用を受ける他の労働者の実作業時間数の二分の一程度以上であるときは許可しないこと。